

平成 2 4 年 度

公の施設に係わる
指定管理者監査報告書
(笛吹市はなぶさふれあい児童館)

笛吹市監査委員

1 監査の対象

次に掲げる公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理状態についての監査

指定管理施設 笛吹市はなぶさふれあい児童館
市担当課 保健福祉部 児童課
指定管理者 社会福祉法人 宮前福社会 宮前保育園
代表者 園長 窪田嘉代子

2 監査基準日・監査の範囲

平成 24 年 3 月 31 日現在における公の施設の指定管理事務

3 監査の実施日

平成 24 年 5 月 22 日 午前 9 時から

4 監査の方法

監査の対象となった公の施設に係わる指定管理に関する下記項目について、担当課長及び指定管理者から提出された資料に基づき説明聴取を行なった。

- ① 指定管理者の概要
- ② 指定管理者にかかる基本協定書
- ③ 指定管理者にかかる平成 22 年度協定書
- ④ 平成 22 年度業務計画書
- ⑤ 平成 22 年度事業状況報告書（モニタリング用）
- ⑥ 平成 22 年度指定管理者チェックシート
- ⑦ 平成 22 年度業務報告書
- ⑧ 指定管理者にかかる平成 23 年度協定書
- ⑨ 平成 23 年度業務計画書
- ⑩ 平成 23 年度事業状況報告書（モニタリング用）
- ⑪ 平成 23 年度指定管理者チェックシート
- ⑫ 平成 23 年度業務報告書
- ⑬ 施設の指定管理における懸案事項及び問題点
- ⑭ 施設の利用状況
- ⑮ 施設の修繕及び備品の修繕業務の状況
- ⑯ 指定管理料出納簿（平成 22 年度・平成 23 年度）

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・指定管理者の選定やモニタリング等において、問題が発生していないか。
- ・協定書等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。

6 監査の結果

現在の業務内容については、おおむね良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。なお、担当課においては、指定管理者へ必要な指導を行なうとともに、指定管理者についても適切な対応を図られたい。

7 指摘・要望事項

児童課

笛吹市 はなぶさ ふれあい 児童館	①	指定管理者の施設管理状況等については、市担当課として独自に、利用者への聞き取り調査（アンケート）や意見箱（市独自のもの）を直接設置し、利用者意見の反映に努めるとともに、市の施設として施設サービスおよび利用者の満足度が向上されるよう、担当課として指定管理者を管理指導する方策を検討する要あり。
	②	決算書の項目の人件費の中に該当していない項目が入っていたので、正しい項目に直すように指導をすること。
	③	指定管理者の永続性及び良質管理を確保する為、決算資料等を定期的に提出させる等、担当課として指定管理者の企業体制、総合力をチェックすると同時に、財務内容の把握も行う必要がある。

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について平成 24 年度定期監査資料の中で報告をお願いします。